

2026 年 9 月 15 日

株主各位

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
三井金属株式会社
代表取締役社長 池信 省爾

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026 年 8 月 7 日の取締役会において、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 10 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2026 年 10 月末を目途としてお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 2026 年 10 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座管理機関

照会先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)